

# 幡多信用金庫

## はたしん税理士会コラボレーションローン

最高 1,000 万円まで原則無担保・第三者保証人不要でご融資いたします。  
金利優遇制度もあります。

- 融 資 対 象 者 次の条件をすべて満たしている法人・個人事業主
- 四国税理士会高知県支部連合会所属の税理士及び税理士法人が関与する企業事業所であること。
  - 貸借対照表を作成していること。
  - 同一事業を2年以上継続して営み、かつ2期以上の決算を実施していること。
  - 当金庫所定の審査基準を満たす方。
  - 申込み時点において税金の滞納がないこと。
- 資 金 使 途 事業に必要な運転資金・設備資金
- 融 資 金 額 1 個人（1 法人）当たり 1,000 万円以内
- 融 資 金 利 全期間固定 基準金利 2. 0 %
- ※上記基準金利より下記金利優遇項目を適用します。
- 金 利 優 遇 次の項目を实践する毎に次の優遇金利を適用する。（最大 0.8%優遇）
- 「会計参与制度」導入の企業 ……0.8%の優遇
  - 『「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト』の添付がある場合 ……0.5%の優遇
  - 『税理士法第 33 条の 2 に規定する添付書面』の添付がある場合 ……0.3%の優遇
  - 電子申告・電子納税利用の場合 ……0.2%の優遇
- 融 資 期 間 運転資金 5 年以内 設備資金 7 年以内（据置 1 年以内）
- 返 済 方 法 元金均等分割返済
- 担 保 原則不要
- 連 帯 保 証 人 原則 1 名（第三者保証人不要）  
法人の場合：代表者 1 名 個人の場合：法定相続人 1 名もしくは事業継承者
- 取 扱 手 数 料 不要
- 受 付 期 間 平成 31 年 3 月末日

お問い合わせは最寄りの営業店へ

幡 多 地 区		高 知 地 区	
本店営業部 0880(34)2121	下ノ加江支店 0880(84)0066	高知支店 088(873)4266	
入野支店 0880(43)2233	佐賀支店 0880(55)2101	万々支店 088(823)7111	
下田支店 0880(33)0041	具同支店 0880(37)1818	神田支店 088(832)3151	
清水支店 0880(82)1172	平田支店 0880(66)0800		
弘見支店 0880(73)1121	宿毛支店 0880(63)0707		
川崎支店 0880(52)1072			